

第31回山形地方裁判所委員会議事概要

第1 日時

平成30年9月7日（金）午後1時30分から午後3時20分まで

第2 場所

山形地方裁判所第1会議室

第3 出席者

（委員） 相澤哲（委員長），石塚久子，浦山一豊，佐々木孝之，須賀まり子，富樫和光，西岡正樹，馬場崇，矢野秀弥

（敬称略，五十音順）

（列席職員）朝一事務局長，後藤民事首席書記官，熊谷事務局次長，佐藤民事訟廷管理官，石橋主任書記官

（庶務） 高林総務課長，小野総務課庶務係長

第4 議事

1 新任委員挨拶（富樫委員）

2 議題「民事訴訟手続におけるプライバシー保護等について」

(1) 議題に関する基本説明

ア 訴訟記録についてのプライバシー等の保護

イ 尋問における証人のプライバシー保護

(2) 法廷見学等

ア 遮へい措置をとった場合の遮へい板の設置状況の見学

イ 証人について遮へい措置をとった場合の証人の入退廷状況の見学

(3) 質疑応答，意見交換

別紙のとおり

3 次回の予定等

(1) 開催日時

平成31年1月25日（金）午後1時30分

(2) テーマ

未定（委員長に一任）

(別紙)

<主な意見>

(○委員, ■説明者(列席職員))

- 遮へいをする目的は、当人を分からないようにすることであるのか、それとも当事者との関係において証言する上で圧力を感じないようにすることであるのか。

目的が前者であるならば、証人の声も分からないようにしなければ、遮へい措置の目的が達せられないのではないか。

- 遮へい措置の目的は後者に主眼があり、証人が精神的な圧迫を受けて法廷に立ちづらいとか証言しづらいという場合の証人の負担を軽減する工夫の一つである。

前者のような証人が法廷に立つことを世間に知られたくないというニーズであれば、場合によっては公開の法廷を使わないで証拠調べを行うことは可能である。民事訴訟手続は、全部が公開の法廷で行わなければならないわけではなく、証拠調べを別の場所で、例えば典型的には病院に行って入院している患者から話を聴くという場合もある。

また、民事訴訟の場合は、必ずしも証言だけで証拠調べを行うわけではなく、陳述書を提出することでも証拠になり、証拠価値の問題はあるけれども、場合によっては法廷に来なくても供述が証拠化される場合もある。

- 報道に携わる立場としては、知る権利や真実の探求のために、プライバシー等に配慮した上で、できる限り当事者に迫る努力をしなければならないが、裁判所の庁舎に当事者が入構する場面等の撮影という部分については、遮へいされるようになってきており、配慮されていると感じる。

- 裁判所は誰でも入れる場所であり、来庁者のプライバシー保護につい

ても庁舎管理上の配慮をしなければならぬため、報道機関の御要望に沿えない場合もあるかもしれないが、御理解いただきたい。

- 私の勤務する大学においては、学生の住所や成績などの個人情報については、原則として学生本人と指導担当の教員しか見れないという取扱いになっているなど、プライバシー保護に関しては徹底されている。この点については、悪用されないとも限らないので、良いことだと思っている。
- 民事事件の訴訟記録は裁判が係属している裁判所以外でも閲覧できるのか。刑事事件の訴訟記録はどうか。
 - 民事事件の訴訟記録は、裁判が係属している裁判所においてのみ閲覧が可能である。
 - 刑事事件の訴訟記録は、裁判の終結後であれば閲覧が可能である。ただし、裁判の確定後は、裁判所に記録はなく検察庁において保管されるので、検察庁に閲覧の請求をしていただくことになる。
- 訴訟の相手方当事者との関係において、特定の情報を秘匿したいという場合に、法的な裏付けがなく運用に苦慮されていると思うが、実際に秘匿希望の申出というものはあるのか。あるとすれば、年間の件数は何件くらいか。
 - 実際に秘匿希望の申出はある。件数については、当庁民事部の民事訴訟事件に限って言えば、年間五、六件くらいだと思う。
- そのうち認められる割合はどのくらいであるか。
 - 裁判官が事案に応じて判断するので、なんとも申し上げられないが、申出があれば裁判所としても慎重に検討しているというのが実情である。
- 法的な根拠がないとなかなか説明が難しいと思うが、相手方当事者から、法的な裏付けがないのにどうして見れないんだというようなクレームなど、実際に問題になったことはあるか。

■ 正確に言うと、民事訴訟法や民事訴訟規則に明確な根拠がないということであって、DV法にはそれなりの根拠があり、関係機関がその趣旨に則って配慮の工夫をしなければならないということになっている。ただし、刑事事件と異なり、法的には明確な根拠がないというのは、そのとおりであり、その中での工夫ということになる。

なお、訴訟記録の閲覧等の許可は、書記官の処分であって、例えば書記官が閲覧拒絶処分を行った場合には、制度上、当事者はその処分に対して不服申立てができることになっている。

○ 例えば、私が当事者から証人を依頼された場合に、うまく話せないの
で証人尋問の際に法廷に付添いの方などを連れて行くということは可能な
のか。

■ 付添いについては、民事訴訟法に「証人の年齢又は心身の状態その他の事情を考慮し、証人が尋問を受ける場合に著しく不安又は緊張を覚えるおそれがあると認めるときは、その不安又は緊張を緩和するのに適当であり、かつ、裁判長若しくは当事者の尋問若しくは証人の陳述を妨げ、又はその陳述の内容に不当な影響を与えるおそれがないと認める者を、その証人の陳述中、証人に付き添わせることができる。」という定めがある。

もし、そのような事情があるのであれば、証人を依頼した当事者を通して申出ただければ、裁判所は付添いの可否を検討することになる。

以 上